



小嶋 克文 議員

ワクチン接種の推進について

問 今後のワクチン接種のスケジュールは。

答 65歳以上の方に続き、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者及び60歳～64歳の方が対象となり、6月21日に接種券を発送し、7月中旬から接種の開始を予定。55歳から59歳の方への接種券は6月28日に発送。

問 一般接種に向け集団接種会場の増設、更には土・日曜日の接種も検討すべきではないか。

答 土曜日の午後に接種を実施する診療所もある。高浜豊田病院には隔週土曜日の接種の検討をして頂いている。大規模接種会場として安城更生病院での土・日曜日の接種も計画されている。

問 接種会場に出向けない寝たきりの方等に対する訪問接種は。

答 医師会の先生方からも問い合わせがあり、かかりつけ医の先生方によって個別に対応して

頂いている。

問 言葉で不便を感じる事が予想される外国人に対する接種の取り組みは。

答 65歳以上の方については、コールセンターや接種会場にポルトガル語が話せる職員を配置して対応している。一般向け接種に向けてはポルトガル語に加え多言語化対応の必要性を感じている。

学校における感染防止対策について

問 市内の小中学校の感染状況について。

答 PCR検査の対象となった児童生徒が28人、うち8人が陽性。学校内で感染が広がることはなかった。

問 感染の状況によっては、休校せざるを得ない。昨年、市内の全児童生徒にタブレットが導入されたが、オンラインを利用した授業の実施状況は。

答 本市においてはLTE方式を採用しているため、どの家庭においてもオンラインでつながることが可能。今後はタブレットにZOOMをインストールして、段階を踏んでオンラインによる学習を進めていきたい。



黒川 美克 議員

高浜市民憲章について

問 高浜市民憲章の策定経緯と目的などは。

答 昭和50年6月に市議会議員、駐在員、商工会、婦人会、農協、文化協会、体育協会など、各種市民団体の代表による市民憲章制定委員会を発足した。憲章の

文案を市民の皆様方から募集し、応募のあった文案、あるいは各市で制定されている市民憲章を参考に、委員会において文案を検討し、昭和50年11月1日に高浜市民憲章が制定され、昭和51年度、高浜市民憲章推進協議会が発足し、市民憲章の普及啓発事業として、まちをきれいにする呼びかけや、市民一斉清掃、挨拶運動の推進、市の花の菊の苗の無料配布などが行われ、平成7年度をもって、約20年にわたる市民憲章推進事業は、一区切りとなっている。

問 市民憲章と第6次総合計画と市制50周年のキャッチフレーズの位置づけは。

答 市民憲章は、市民が実践する生活目標、生

活信条、社会的規範として制定され、市が実施する行政計画である第6次高浜市総合計画や50周年事業には位置づけはない。

問 市民憲章の今後のあり方は。

答 市民が実践する生活目標、生活信条、社会的規範である市民憲章は普遍的なものと考えており、市民憲章は団体の総会でも唱和されているほか、市民一斉清掃や挨拶運動など、市民憲章の精神を伝える事業や活動は、今なお地域や各団体において様々な形で展開されており、市民憲章の推進活動が今後も展開されるよう側面的な支援を行っていく。

高浜高等技術専門校の跡地活用についての市の考え方について

問 港小学校の増築用地と流作グラウンドの代替地、災害ごみの集積用地として取得できるよう愛知県と交渉する考えはないか。

答 この土地は約4万平米余あり、土地の確保には膨大な費用が必要のほか、土地活用に合わせたかさ上げなどの整備費用も必要になることが想定される。愛知県の意向、地域における諸条件を考慮し、総合的に判断したい。